

令和5年11月(定例会)

第390回宮城県議会議案

議 決 年 月 日

目 次

議第142号議案	令和5年度宮城県一般会計補正予算	頁 5
議第143号議案	令和5年度宮城県流域下水道事業会計補正予算	11

議第142号議案

令和5年度宮城県一般会計補正予算

令和5年度宮城県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,610,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,105,607,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 繰 越 金		千円 1	千円 13,397,784	千円 13,397,785
	1 繰 越 金	1	13,397,784	13,397,785
15 県 債		77,901,500	213,000	78,114,500
	1 県 債	77,901,500	213,000	78,114,500
歳 入 合 計		1,091,997,108	13,610,784	1,105,607,892

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		50,517,971 ^{千円}	11,883,706 ^{千円}	62,401,677 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	19,132,058	11,883,706	31,015,764
3 民 生 費		146,368,281	687,589	147,055,870
	1 社 会 福 祉 費	104,948,574	521,768	105,470,342
	3 生 活 保 護 費	5,047,416	165,821	5,213,237
4 衛 生 費		126,609,675	1,022,448	127,632,123
	1 公 衆 衛 生 費	56,769,460	809,448	57,578,908
	5 医 薬 費	60,024,269	213,000	60,237,269
10 教 育 費		176,184,053	17,041	176,201,094
	1 教 育 総 務 費	14,059,919	17,041	14,076,960
歳 出 合 計		1,091,997,108	13,610,784	1,105,607,892

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
公共施設管理運営業務委託	自 令和 5 年12月 至 令和11年 3月	千円 13,115,000
県政情報広報紙作成	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	139,000
県政情報広報業務委託	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	33,000
I T 基礎技術習得支援業務委託	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	17,000
宮城スタジアム等改修工事	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	487,000
救急電話相談業務委託	自 令和 5 年12月 至 令和 9 年 3月	107,000
食育・地産地消普及啓発業務委託	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	4,000
県産品消費拡大業務委託	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	33,000
防疫資材倉庫建設工事	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	319,000
林道工事	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	56,000
治山実施設計	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	30,000
道路橋りょう工事	自 令和 5 年12月 至 令和 7 年 3月	1,100,000
七北田ダム小水力発電設備工事	自 令和 5 年12月 至 令和 9 年 3月	350,000

河川工事	自 令和5年12月 至 令和7年3月	900,000
港湾工事	自 令和5年12月 至 令和7年3月	143,000
道路標示塗替工事	自 令和5年12月 至 令和7年3月	120,000
東北歴史博物館特別展開催費負担金	自 令和5年12月 至 令和7年3月	13,000
東北歴史博物館特別展広告業務委託	自 令和5年12月 至 令和7年3月	4,000
東北歴史博物館特別展展示関連業務委託	自 令和5年12月 至 令和7年3月	5,000
東北歴史博物館特別展観覧料徴収事務委託	自 令和5年12月 至 令和7年3月	2,000
東北歴史博物館特別展観覧料収入分配金	自 令和5年12月 至 令和7年3月	54,000

2 変 更

令和5年度議決に係るもの

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
漁業経営サポート資金利子補給	自 令和5年4月 至 令和9年3月	千円 12,000	自 令和5年4月 至 令和17年3月	千円 32,000

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
衛 生 債	千円 1,614,200	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする(他の地方公共団体との共同発行を含む)。 ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるため必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 30年以内償還(据置期間を含む)。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。	千円 1,827,200	補正前と同じ。	補正前と同じ。	補正前と同じ。
計	77,901,500				78,114,500			

議第143号議案

令和5年度宮城県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度宮城県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和5年度宮城県流域下水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
流域下水道事業会計公共施設管理運営業務委託	令和5年12月から 令和11年3月まで	9,649,000千円

令和5年11月29日提出

宮城県知事 村井嘉浩

